

令和7年度第1回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会  
議事概要

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| 開催日及び場所   | 令和7年7月29日(火) WEB開催  |  |   |
| 出席委員  | 委員長 田辺 新一 (早稲田大学理工学部創造理工学部建築学科教授)<br>委員長代理 浦江 真人 (東洋大学理工学部建築学科教授)<br>委員 大野 由香子 (慶應義塾大学商学部教授)<br>関 葉子 (銀座プライム法律事務所 弁護士)<br>丹羽 秀夫 (公認会計士 税理士)   |  |   |
| 審議対象期間  | 令和6年10月1日～令和7年3月31日   |  |   |
| 抽出案件  | (備考)  |  |   |
| 工事  | [小計]  | 1 件  | 以下の議事について官庁営繕部より報告<br>・官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況<br>・指名停止等の運用状況<br>・入札談合に関する情報等への対応状況<br>・再度入札における一位不動状況<br>・低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況<br>・一者応札の発生状況<br>・不調・不落の発生状況<br>・高落札率の発生状況<br>・再苦情処理に係る案件の有無 |
| 一般競争  |   | 1 件  |   |
| 公募型及び工事   |   | —  |   |
| 希望型指名競争   |   | —  |   |
| 指名競争  |   | —  |   |
| 随意契約  |   | —  |   |
| コンサルタント業務                                       |   | 4 件  |   |
| 合計  |   | 5 件  |   |
| 委員からの<br>主な意見・<br>質問、それ<br>に対する國<br>土交通省の<br>回答 | 意見・質問   | 回答   |   |
| 新たな国立公文書館・憲政記念館新築(R6)建築その他工事                    | ・技術提案の評価について、提案された項目をすべて採択し、加算点を付与しているが、提案内容を考慮して採択しているのか。  | ・項目ごとに評価し、採択するか判断するため、必ずしもすべての提案に対して加算するということではない。今回は提案が全て有効だったため、満点となっている。  |   |
| 中央合同庁舎第5号館別館(24)改修実施図面作成等業務                     | ・1者入札となった理由はなにか。<br><br>・複数の業者に参加してもらう取組みや1者入札となった理由の調査等を行っているのか。   | ・一般競争入札方式の場合、競争参加資格の確認等の手続きが生じるため、企業によっては入札に参加しないという可能性がある。加えて、昨今は業者が抱える業務が多大で、手が回らないということも考えられる。<br><br>・業界団体へのヒアリングに加えて、各種の方法により業務の周知を図っているが、最終的に参加するかどうかは業者の判断によるものである。   |   |
| 特許庁総合庁舎外1件(24)改修実施図面作成等業務                       | ・総合評価落札方式と比較して、指名競争入札方式が不調になりにくい理由はなにか。<br><br>・落札率が低くなった理由はなにか。<br><br>・総合評価落札方式の場合、入札価格が安くても、能力的などで切られてしまうこともあるため敬遠されるのか。<br><br>・指名される業者はどのように決めているのか。<br><br>・指名された業者に対して、入札に参加した業者が少ないのは、業者に予定価格が低いだろうと判断されたということか。<br><br>・指名された業者の数をそれぞれの業者は認識しているのか。<br><br>・修正設計等となっているが、最初の設計に瑕疵や条件変更があったのか。<br><br>・特許庁総合庁舎と外務省本省の設計業務を、まとめて発注した理由はなにか。<br><br>・特許庁総合庁舎について、最初の設計業者に随意契約で設計を依頼することは検討したのか。 | ・総合評価落札方式で行った場合、参加者が少なくなる傾向にある。業務の複雑度、難易度を考慮したうえで、参加者をできるだけ多くするために、指名競争入札方式を採用した。<br><br>・参加者が多いことから、競争性が働いたことも考えられるが、業者がどのようない金額で入札をするかによるため、一概には言えない。<br><br>・総合評価落札方式は、希望者が参加を申出するという形を取っていることに加え、業務の複雑性や、技術的な評価が必要になる。<br><br>・建設コンサルタント業務に登録しているか、「建築一般」、「意匠」を希望業種としているか、建築士の在籍数等の設定条件によって決めている。<br><br>・参加する業者を可能な限り多くするために、指名競争入札方式を採用したところであるが、本業務は修正設計のため、予定価格が低いと判断され、結果として参加した業者が少なくなった可能性はある。<br><br>・業者ごとに指名通知を送っており、業者からは、分からぬようになっている。<br><br>・設計は2021年に行ったところであるが、その後、入居者との間で改修範囲や発注方法について、調整が生じ、図面の修正が必要となった。<br><br>・2つ併せて発注することにより、業務規模を大きくし、業者の参加意欲が高まることを期待した。<br><br>・業務の複雑度や難易度等を踏まえ、本修正設計は新たな設計業務として行っている。 |   |
| 中央合同庁舎第6号館B棟リニューアル(R6)設計業務                      | ・予定価格はどのように決めているのか。<br><br>・予定価格を上回った場合の再入札の回数に上限はないのか。<br><br>・入札した業者が1者のみの場合、評価が高くなってしまうということはないのか。<br><br>・技術提案について、脱炭素や環境を考慮した評価も行っているのか。<br><br>・入札した業者が1者のみの場合、提案内容の評価は必要なのか。   | ・官庁営繕部で定める設計業務等積算基準に基づき、図面枚数を考慮して作成している。<br><br>・回数に関して特段上限はない。<br><br>・業者の数に関わらず、提出された技術提案の内容をヒアリングし、公正に判断をしている。<br><br>・環境配慮が必要な業務においては、環境配慮型プロポーザル方式を採用することもあり、その場合は、環境に配慮した技術提案を求めている。<br><br>・提案の評価の点数によって、失格になることもあるので、評価は必要と考えている。  |   |
| 新たな国立公文書館・憲政記念館新築(24)設計その2業務                    | ・予定価格と業者の想定金額に大きな乖離が生じるということは無いのか。<br><br>・本業務について、随意契約ではなく、先に行なった図面設計業務と併せて発注することはできなかったのか。  | ・新築設計については、設計料の目安が告示で示されており、ある程度の算出はできるものと考えている。<br><br>・本業務は、工事を開始しないと行うことができない。工事発注のためには初めに設計図面を完成させて、入札を行う必要があるため、工事が始まる段階で改めて契約している。   |   |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容                              | なし  |  |   |